

### 3 月 教 育 委 員 会 会 議 会 議 録

日時：令和2年3月23日 午後2時  
 場所：山口県教育庁教育委員会室

教 育 長	<p>それでは、ただいまより令和2年3月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。</p> <p>佐野委員と小崎委員、よろしくお願ひします。</p> <p>会議に入る前に、2月の定例県議会で、佐野委員の教育委員としての再任が承諾されましたので御報告いたします。佐野委員、引き続きよろしくお願ひ致します。</p> <p>佐野委員から何か一言よろしいですか。</p>
佐 野 委 員	<p>2期目を承りました。引き続きよろしくお願ひいたします。</p>
教 育 長	<p>よろしくお願ひいたします。それでは、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号について教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第1号「山口県教育委員会表彰規則による表彰について」御説明いたします。議案書の2・3ページを御覧ください。</p> <p>去る3月11日に宇部工業高等学校の村田知之事務長が、3月15日に華陵高等学校の倉富浩教頭が逝去されました。</p> <p>これに伴いまして、この方々が、表彰規則による「永年その職務に精励した者」であるとして、宇部工業高等学校及び華陵高等学校から教育功労者表彰の内申がございました。</p> <p>死亡退職に伴う表彰に係る永年精勤者は勤務年数が20年以上の者となっております。内申の状況と併せまして、表彰の基準を満たすものでございました。</p> <p>急な退職に対応し、これまでの御功績に報いるためにも、速やかに表彰する必要がございましたことから、「教育長に対する事務の委任等に関する規則」第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理して、3月11日付けで村田事務長を、3月15日付けで倉富教頭を表彰いたしましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮り申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から議案第1号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
教 育 長	<p>議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承認</p>
教 育 長	<p>議案第1号を承認いたします。</p> <p>続いて議案第2号から4号まで、教育政策課から説明をお願いします。</p>

<p>教育政策課長</p>	<p>す。</p> <p>議案第2号について御説明します。資料は、14ページの「山口県教育委員会行政組織規則の一部改正について」を御覧ください。</p> <p>来年度からの教育委員会の組織改編を受けて、山口県教育委員会行政組織規則の一部改正を行うものです。</p> <p>まず(1)にありますように、地域連携教育推進室の設置についてです。</p> <p>令和2年4月に、県内全ての公立小・中・高等学校・特別支援学校等がコミュニティ・スクールとなることから、本県がこれまで推進してきた地域連携教育の取組を一層充実させるため、義務教育課 やまぐち型地域連携教育推進班と、社会教育・文化財課 家庭・地域教育班を統合するとともに、高校教育課から地域連携教育の取組に関連する業務を移管し、新たに地域連携教育の推進の核となる「地域連携教育推進室」を設置することに伴い、組織及び文書の記述について所要の改正を行うものです。</p> <p>次に(2)にありますように、やまぐち教育先導研究室の設置についてです。</p> <p>新たな時代を見据えた最先端の教育を研究し、本県の教育を先導していく取組を実施していくため、やまぐち総合教育支援センター企画室を「やまぐち教育先導研究室」に改組することに伴い、組織及び文書の記述について所要の改正を行うものです。</p> <p>次に、議案第3号について御説明します。資料は、18ページの「山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部改正について」を御覧ください。</p> <p>地域連携教育推進室の設置に伴いまして、教育委員会事務局等公文書取扱規程におきまして、別表第2の文書及び電子文書の記号の表の中に、新たに「地域連携教育推進室」の記述を加えます。</p> <p>次に、議案第4号について御説明します。資料は、22ページの「山口県教育委員会職員健康管理規程の一部改正について」を御覧ください。</p> <p>山口県教育委員会職員健康管理規程につきましては、同規程第2条第3号中の「特別支援教育推進室」を「特別支援教育推進室、社会教育・文化財課にあつては地域連携教育推進室」に改めるものです。</p> <p>なお、これまで御説明いたしましたこれらの規則・訓令の制定に係る施行期日はいずれも本年4月1日からとしています。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま教育政策課から議案第2号から4号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>全て、「地域連携教育推進室」と「やまぐち教育先導研究室」の設置に係る関係資料等の改正でございます。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>「やまぐち教育先導研究室」は、たぶんこの先、1人1台の端末や校内ネットワークといったICT環境が整備されるということで、こういう環境を使いこなすためのICT活用について研究されるのでは</p>

	ないかと思うのですが、ヨーロッパの先進的な取り組みとかも研究されるのでしょうか。
教育政策課長	この度の「やまぐち教育先導研究室」につきまして、ICT教育はもちろんですが、それ以外のことについても幅広い視点で研究します。その中で今、申し上げましたように、来年度からは1人1台端末もありますので、そういうところも力を入れますけど、それ以外の部分についても力を入れていきたいと思えます。
佐野委員	「先進的な取り組みをやってみたい」と思う元気な先生って結構いらっしゃると思うので、そういう方たちの思いや気持ちを受け止めて、一緒に考えていただけたら良いのではないかなと思えます。
教育長	御意見はしっかり受け止めてまいります。
教育長	議案第2号から第4号について、承認することとしてよろしいですか。
全委員	承認
教育長	議案第2号から第4号を承認いたします。 続いて議案第5号について、教職員課から説明をお願いします。
教職員課長	<p>それでは議案第5号、「山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明させていただきます。資料29ページを御覧ください。</p> <p>まず、1の改正の趣旨についてです。「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の改正に伴い、所要の規定整備を行うものです。</p> <p>次に改正の内容についてですが、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」において、教育委員会は、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとされました。</p> <p>このため、教育職員の時間外在校等時間の上限時間を定め、これを超えない範囲内で教育職員の業務の量の適切な管理等を行うものです。</p> <p>なお、施行期日は、令和2年4月1日としております。</p> <p>以上、御審議の程お願いします。</p>
教育長	ただいま教職員課から議案第5号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。 働き方改革の流れのなか、国が大きな方向性を示しましたので、県教委としてもそれに従って対応していくということです。
教育長	議案第5号について、承認することとしてよろしいですか。

全 委 員	承認
教 育 長	議案第 5 号を承認いたします。 続いて議案第 6 号について、高校教育課から説明をお願いします。
高校教育課長	「山口県立高等学校等の管理に関する規則」の一部を改正する規則の制定に関する、第 6 号議案について、お諮りいたします。 関連の資料は、議案資料の 3 1～4 6 ページまでとなっておりますが、4 6 ページの参考資料により御説明いたします。 1 「改正の理由」と、2 「改正の概要」について、それぞれ (1)～(5) までございます。 (1) 今年度末をもって在籍者がいなくなる響高校及び豊北高校の廃止 (2) 今年度末をもって在籍者がいなくなる田布施農工高校環境土木科及び萩高校理数科の廃止 (3) 特別支援学校高等部普通科の定員を定めないことへの変更 (4) 田布施総合支援学校高等部及び下関総合支援学校高等部の産業科を「就業実践科」へ学科改編することに伴う産業科の募集停止 (5) 学校教育法施行規則及び文部科学省告示の一部改正を受け、高等学校等における「通級による指導」を教育課程に位置付けることによる関連様式の変更 以上、5 項目に伴う所要の改正を行うものです。 改正規則の施行期日につきましては、令和 2 年 4 月 1 日としております。 以上、御審議の程、よろしく願いいたします。
教 育 長	ただいま高校教育課から議案第 6 号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。
教 育 長	議案第 6 号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承認
教 育 長	議案第 6 号を承認いたします。
教 育 長	続いて報告事項に入ります。 報告事項 1 について、教職員課から説明をお願いします。
教 職 員 課 長	資料 4 8 ページを御覧ください。 令和 3 年度教員採用候補者選考試験につきましては、5 月 1 2 日 (火) に発表予定の実施要項で詳細をお示しすることとしていますが、志願者に早期に情報提供するため、実施大綱を策定しましたので、その概要について御説明します。 まず、2 の「選考区分、志願区分及び教科」ですが、選考区分について、来年度は「一般選考」、「障害者を対象とした選考」また、特別選考として「教職大学院修了見込者」、「社会人」、「スポーツ・

芸術」、「山口県教師力向上プログラム修了者」、「博士号取得者」、「看護科・理療科教諭」の合計8つの区分で実施いたします。志願区分及び教科については御覧のとおりです。なお、それぞれの教科の採用見込者数につきましては、5月発表予定の実施要項でお示しします。

次に、3の「出願」についてです。志願者は、一つの選考区分、志願区分、また、一つの教科に限り志願できるとしてあります。ただし、表の1～10に示している組合せについては併願を認めています。

4の「受験資格」と5の「選考試験の試験項目」、6の「試験の一部免除」については、大きな変更はありません。

51ページ、7の「実施要項の発表等」については、5月12日を予定としており、この日から県庁受付をはじめとする県内30か所、及び東京事務所、大阪事務所において、実施要項を配布します。

8の「志願書類の受付等」についてです。例年どおり持参又は郵送による出願以外に、証明書類等の添付が必要ない場合は、インターネットによる出願も可能としています。

9の「選考試験の期日及び会場」につきまして、第一次試験の期日は、7月11・12日の2日間です。

試験会場については、山口県内は御覧の3会場です。また、東京会場に加えて、新たに関西会場を設け、試験を実施することとしています。

続いて52ページの第二次試験です。小学校については8月22日から25日までの4日間、また小学校以外の志願区分（校種等）については、8月22・23日の2日間、これまでどおり県内の4会場で実施します。

10の「選考試験結果の発表及び採用候補者名簿登載予定者の発表等」についてですが、二つ目の○にお示ししておりますとおり、第二次試験の選考結果の発表は、10月6日に行います。

11の「主な変更点」をご覧ください。3項目あります。

まず、1点目の＜関西会場の新設＞についてです。本県教育に魅力を感じた志願者が、より一層受験しやすくなるよう、第一次試験において、現在の山口会場、東京会場に加え、新たに関西地区でも試験を実施することとしました。対象校種は小学校のみで、会場は「兵庫教育大学 神戸ハーバーランドキャンパス」です。

次に2点目の＜東京会場の変更＞についてです。第一次試験の東京会場につきましては、場所を「東京海洋大学 越中島キャンパス」に変更して実施することとしております。

次に3点目の＜小学校受験者を対象とした英語資格等による加点＞についてです。これは、昨年度の実施大綱発表時から予告してきたものです。

小学校教員については、今後ますます、外国語教育のための一定の英語力が必要となるため、中学校若しくは高等学校の英語の教員免許状を有する者、又は、CEFR（セファール）のB2相当以上の者などに、第一次試験の教科専門の得点に加点することとします。②③の対象となる資格・検定試験については、下の※印にお示ししております。

	<p>なお、この「対照表」につきましては、参考として53ページにお示しをしております。</p> <p>以上の変更を行うことで、志願者の一層の確保に取り組むとともに、優れた人材の採用に努めたいと考えています。</p> <p>12の「その他」については、御覧のとおりです。</p> <p>最後に、今年度同様、パンフレットとポスターを作成しています。大学等の関係機関にはパンフレット及びポスターを、志願者には今、お手元にもお配りしておりますパンフレットを配布し、来年度の採用選考試験の周知に努める予定です。</p> <p>また、お手元の黄色のチラシにありますとおり、5月の実施要項の発表に合わせて、県内7会場、県外7会場で試験説明会を開催する予定にしています。</p> <p>以上です。</p>
教 育 長	<p>ただいま教職員課から報告事項1について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
中 田 委 員	<p>50ページの5「選考試験の試験項目」の第二次試験のところに「適性検査」が入っているのですが、どういう領域に対してどういう検査をされるのでしょうか。例えば、実技試験などを指すのでしょうか。</p>
教 職 員 課 長	<p>実技試験については、試験項目の二次試験のところでも説明しておりますが、別に実施しております。一次試験においても実技関係の教科については実技試験を実施しております。「適性検査」については、教員としての適性をみる上で実施するものです。</p>
中 田 委 員	<p>一般企業や公務員と違って、教員には特別な能力が必要、ということですか。</p>
教 職 員 課 長	<p>他の試験等でも実施されているかも知れませんが、この場では「適性試験」ということでお示ししております。具体的内容についてはお示ししていないところです。</p>
中 田 委 員	<p>受験者には試験の内容は分かっているのですか。例えば、大学4年生の方たちは試験内容を分かっているのでしょうか。</p>
教 職 員 課 長	<p>要項上は「適性検査を実施する」ということで、筆記用具等の準備だけを伝えております。実際、過去の受験者には試験内容が分かりますが、事前にこれ以上のことを詳しく説明しているわけではありません。</p>
中 田 委 員	<p>つまり特別なことではないわけですね。一般的・常識的なことの中かで問題を作られているということですね。そうでない限り、用意が必要なことは書いておかないと、受験者が困ると思います。</p>

教 育 長	特別な準備を必要とするものではなく、通常の検査を受けてもらうと考えていただければ。そのために何か準備が必要なものではありません。
理 事	適性検査とありますけど、これは教員採用に限って行う特別な検査ではなくて、一般企業等でも実施しているところもある検査です。
中 田 委 員	分かりました。
穎 原 委 員	49ページに「社会人特別選考」と「スポーツ・芸術特別選考」があります。生徒の多様な価値観を育てる意味でもメリットがありますが、採用条件について教えていただきたいのと、採用して良かった点や逆に問題だった点がありましたら教えていただけないでしょうか。
教 育 長	「社会人特別選考」と「スポーツ・芸術特別選考」の実績ですね。今年度で分かるものがあれば示してください。
教 職 員 課 長	数についてはまた確認してお示ししますが、「社会人特別選考」については民間企業等の経験を活かしての教員として活躍していただきたい、ということがありますので、特別選考で採用した教員には、経験を活かして現場で力を発揮いただいております。 「スポーツ・芸術特別選考」につきましても、過去のスポーツ等の実績をもとに選考していますが、その成果を活かしてそれぞれの競技の指導に当たっていただいております。
教 育 長	今回大きく変わったのは、先ほどの説明でもありましたけど、山口会場・東京会場に加えてもうひとつ、関西会場が設けられたことです。兵庫教育大学をお借りして試験を行います。
中 田 委 員	今のところに関連するのですが、関西会場について。今までは東京会場で行われていたということですが、東京会場で受験されるのは、山口県出身で東京在住の方が受験されているだけなのか、それとも山口県出身者ではない人もいくらか受験されているのでしょうか。
教 職 員 課 長	これまでも東京会場での試験を実施しておりますが、試験全体として県外出身者の受験者もおられます。今回、関西会場を設置することで、山口県出身者が受験しやすくなる点もあるかとは思いますが、関西地区において、山口県の教育に関心を寄せている者にも受験してもらえると考えております。
教 職 員 課 長	先ほどの「社会人特別選考」ですが、今年度は志願者11名、名簿登載6名。「スポーツ・芸術特別選考」は名簿登載2名となりました。
教 育 長	それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。 続いて、報告事項2について、特別支援教育推進室から説明をお願い

特別支援教育推進室次長	<p>いします。</p> <p>報告事項2「防府総合支援学校の寄宿舎の閉舎について」報告いたします。資料は54ページになります。</p> <p>防府総合支援学校の寄宿舎につきましては、1の経緯及び中程の表にもお示しのとおり、平成27年度から新規の入舎生がなく、0人の状況が続き、平成29年度の入舎生の見込みも0人となったことから、平成28年度末をもって休舎としたところです。</p> <p>その後、2の現状のとおり、29年度以降も新規の入舎生がない状況が続きまして、令和2年度の入舎希望もないことから3の今後の方針のとおり、今年度末をもって閉舎をしたいと思っております。</p> <p>なお、資料にはお示ししておりませんが、防府総合支援学校の寄宿舎が閉舎になった場合、全県では田布施、山口南、宇部、下関南の各総合支援学校のみとなることを申し添えます。</p> <p>以上、報告します。</p>
教 育 長	<p>ただいま特別支援教育推進室から報告事項2について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>寄宿舎に入りたい方って、こういった条件の方がおられるのでしょうか。</p>
特別支援教育推進室次長	<p>寄宿舎につきましては、設置の目的が「通学が困難な生徒のために」とあります。基本的に総合支援学校は全県一区ということになりますので、遠いところから通う生徒さんたちが希望されているかたちになります。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。</p>
教 育 長	<p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>次回の教育委員会会議は、令和2年4月16日（木）午前9時を予定しております。よろしくお願ひ致します。</p>